

平成 15 年 11 月 5 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 12 号東京建物大阪ビル
会 社 名 日本駐車場開発株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 巽 一 久
役 職 氏 名
(コード番号：2353)
問 い 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 岡 田 建 二
電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 7 - 6 7 7 7 (代表)

新株予約権方式によるストックオプションに関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、当社第 12 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 15 年 11 月 21 日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権の発行予定日 平成 15 年 11 月 21 日を予定
2. 新株予約権の発行数 824 個 (新株予約権 1 個につき 1 株)
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新株予約権の目的となる株式の種類 および数 当社普通株式 824 株
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 未 定
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総数 未 定
7. 新株予約権の行使期間 平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日
8. 新株予約権の行使条件 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社のグループ会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。またコンサルティングに関する契約を締結している企業については、当社と締結しているコンサルティングに関する契約が引き続き有効であることを要する。新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できるものとする。
その他条件については、平成 15 年 10 月 29 日開催の当社第 12 期定時株主総会及び本日開催の新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- | | | |
|------|---------------------------------------|--|
| 9 . | 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額中資本組入れ額 | 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株発行価額のうち資本に組み入れる額は、発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
本金額は平成 15 年 11 月 21 日に決定する。 |
| 10 . | 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 11 . | 新株予約権の割当を受ける者 | 当社取締役 5 名、当社監査役 2 名、子会社取締役 3 名、当社従業員 21 名、子会社従業員 9 名、当社のコンサルティング会社 1 社 |

【ご参考】

- | | | |
|-----|---------------------|-------------------|
| (1) | 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 15 年 9 月 12 日 |
| (2) | 定時株主総会の決議日 | 平成 15 年 10 月 29 日 |

以上